

第3期帯広市消費生活基本計画（現行計画）からの主な変更点について

第2章 計画策定の背景

1 わが国の消費者を取り巻く環境

- 現行計画で「国の動き」の一つとして整理されていた成年年齢の引き下げを、消費者を取り巻く環境に移行し、消費者トラブルに巻き込まれる若年者の増加が懸念される状況にあることを強調しました。

2 国や北海道の動き

（1）国の動き

- 2025（令和7）年度から施行予定の「第5期消費者基本計画」の策定の動向を記載したほか、現行計画に記述のない「社会や環境を意識した消費行動」などについて追加しました。

（2）北海道の動き

- 2025（令和7）年度から施行予定の「第4次北海道消費生活基本計画」のたたき台における計画について、現行計画よりも見直し状況や施策の方向、具体的取組など詳述しました。

3 帯広市における現状と課題

（2）消費生活の現状

- 帯広市における消費者被害の発生状況や消費生活アドバイスセンターへの相談内容等を更新しました。

（3）消費生活の課題

- 第3期計画では文章形式で記述していましたが、課題ごとに項目立てて整理しました。
- 第3期計画から、新たに「消費生活の安全安心の確保」、「消費生活における環境保全などへの配慮」に関する内容を追加しました。

第3章 計画の基本方針と施策

- 「基本方針Ⅱ．消費者の自立支援 5．消費者教育の推進」から、内容的に「（2）地域における消費者教育」に含まれていると考えられる「（3）職場における消費者教育」を削除しました。
- 「基本方針Ⅲ 消費者被害の救済 9．相談機能の充実」の主な取組内容に「消費生活相談に対する警察との連携」を追加しました。（消費生活アドバイスセンターに寄せられる相談内容のうち警察に相談すべき案件について、相談者を警察につないで

おり、逆に警察に寄せられる相談内容が消費者トラブルに関する案件について、相談者を消費生活アドバイスセンターにつなぐといった対応を行っていることから、取組内容の一つとして追記したものです。）

- 「基本方針Ⅳ 環境保全等への配慮」の主な取組内容について、国や北海道でも推進することとしている『エシカル消費』に関する周知啓発を追加したほか、現行計画で『環境モデル都市行動計画』に基づくエコな暮らしの推進」としている取り組みを、新たな計画である『帯広市ゼロカーボン推進計画』に基づく脱炭素型ライフスタイルの推進」に改めました。
- ※ 「基本方針Ⅱ. 消費者の自立支援 6. 消費者啓発・情報提供の推進」の主な取組内容に、現行計画で「基本方針Ⅲ 消費者被害の救済 9 相談機能の充実」の主な取組内容としている「とかち広域照合事務組合を通じた消火器・住宅用火災警報器の不適正販売に係る情報の収集・提供」を移行しました。（取組内容として「消費者啓発・情報提供の推進」のほうがなじむと考えられるためです。）

第4章 計画の推進

2 計画の指標

- 現行計画では2項目としていた指標を、基本方針ごとに関連する指標を1つずつ設定する形に改めました。